

熊本県 熊本県有明海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
有区第1号	荒尾漁業協同組合	荒尾市地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点有第1号(熊本県と福岡県との境界標柱) 基点2 熊本県漁場基点有第2号(荒尾市蔵満と牛水との海岸線における境界) ア 基点1と佐賀県竹崎島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ354度30分 ・2. 272メートルのところ イ アから真方位330度の線と基点1から竹崎島山頂を見通した線とが交わるところ ウ 基点1と竹崎島山頂を見通した線上、基点1から3. 020メートルのところ エ 基点2と荒尾市小岱山山頂を見通した線から基点2を基点として右へ175度52分 ・2. 200メートルのところ オ 基点2と小岱山山頂を見通した線から基点2を基点として右へ175度52分・600メートルのところ カ 基点1と竹崎島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ292度10分・1. 285メートルのところ キ 基点1と竹崎島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ310度30分・1. 630メートルのところ ク 基点1と竹崎島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ354度30分・1. 035メートルのところ	第1種区画漁業	のり支柱式養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	荒尾市荒尾、大島、宮内、宮内出入、増永、一部及び蔵満	(1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
有区第2号	熊本北部漁業協同組合	荒尾市牛水地先	次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点有第2号(荒尾市蔵満と牛水の海岸線における境界) 基点2 熊本県漁場基点有第3号(荒尾市牛水と玉名郡長洲町との海岸堤防における境界付近に設置されたコンクリート構造物) ア 基点1と荒尾市小岱山山頂を見通した線から基点1を基点として右へ175度52分 ・470メートルのところ イ 基点1と小岱山山頂を見通した線から基点1を基点として右へ175度52分・2. 225メートルのところ ウ 基点2と玉名郡長洲町長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点2を基点として右へ73度30分・1. 920メートルのところ エ 基点2と長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点2を基点として右へ73度30分 ・368メートルのところ	第1種区画漁業	のり支柱式養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	荒尾市牛水	養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
有区第3号	熊本北部漁業協同組合	玉名郡長洲町地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点有第3号(荒尾市牛水と玉名郡長洲町との海岸堤防における境界付近に設置されたコンクリート構造物) ア 基点1と玉名郡長洲町長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ72度47分・200メートルのところ イ 基点1と長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ72度47分 ・1. 720メートルのところ ウ 基点1と長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ49度42分 ・1. 815メートルのところ エ 基点1と長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ4度12分・2. 130メートルのところ オ 基点1と長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ2度17分・2. 040メートルのところ カ 基点1と長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ2度32分・1. 935メートルのところ キ 基点1と長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ2度17分・1. 880メートルのところ ク 基点1と長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ356度7分 ・1. 580メートルのところ ケ 基点1と長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ353度52分・1. 230メートルのところ	第1種区画漁業	のり支柱式養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	玉名郡長洲町大字長洲、梅田及び高浜	(1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
有区第4号	岱明漁業協同組合	玉名市岱明町鍋地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点有第5号(玉名郡長洲町新川港北側防波堤突端中央下部点から1.15メートルのところ) 基点2 熊本県漁場基点有第6号(玉名市岱明町鍋と同市岱明町浜田との海岸堤防における境界) ア 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ93度28分・60メートルのところ イ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ93度28分・965メートルのところ ウ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ151度45分・1.950メートルのところ エ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ121度30分・2.040メートルのところ オ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ95度3分・2.270メートルのところ カ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ95度3分・770メートルのところ	第1種区画漁業	のり支柱式養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	玉名市岱明町鍋、下沖洲及び扇崎	(1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
有区第5号	岱明漁業協同組合	玉名市岱明町浜田地先	次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点有第6号(玉名市岱明町鍋と同市岱明町浜田との海岸堤防における境界) 基点2 熊本県漁場基点有第7号(旧玉名郡岱明町大字高道と旧玉名市との境界(新川口の中央、玉名市滑石新川尻測点より302度・27.3メートルのところ)) ア 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ95度3分・550メートルのところ イ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ95度3分・2.270メートルのところ ウ 基点2から真方位215度39分・3.250メートルのところ エ 基点2から真方位215度39分・700メートルのところ	第1種区画漁業	のり支柱式養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	玉名市岱明町山下、浜田及び高道	(1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
有区第6号	滑石漁業協同組合	玉名市滑石地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点有第7号(旧玉名郡岱明町大字高道と旧玉名市との境界(新川口の中央、玉名市滑石新川尻測点より302度・27.3メートルのところ)) 基点2 熊本県漁場基点有第8号(玉名市大浜町有明開新地海岸堤防北西端から同堤防沿いに南東へ32.75メートルのところ) ア 基点1から真方位215度39分・520メートルのところ イ 基点1から真方位215度39分・3.250メートルのところ ウ 基点2と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点2を基点として右へ115度26分・3.036メートルのところ エ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ115度26分・1.435メートルのところ オ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ135度45分・1.535メートルのところ カ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ180度45分・1.105メートルのところ	第1種区画漁業	のり支柱式養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	玉名市滑石及び小浜	(1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
有区第7号	大浜漁業協同組合	玉名市大浜町地先	次のア、イ、ウ、エ及びオを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点有第8号(玉名市大浜町有明開新地海岸堤防北西端から同堤防沿いに南東へ32.75メートルのところ) 基点2 熊本県漁場基点有第9号(玉名市大浜町と同市横島町との旧海岸堤防における境界(明辰川船溜堤防上の標柱)) ア 玉名市大浜町末広新地堤防上昇降口基部北端から横島干拓堤防外線に沿って1.023メートルのところ イ 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ115度26分・1.550メートルのところ ウ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ115度26分・3.036メートルのところ エ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ87度23分・3.035メートルのところ オ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ87度23分の線が海岸堤防と交わるところ	第1種区画漁業	のり支柱式養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	玉名市大浜町新町、上町、西川町、瀬戸町、中町、天神町、下町、旭町、夕見、烏帽子、沖烏帽子及び末広並びに玉名市大浜町5352番地、同5356番地、同5347番地及び同5321番地	(1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
有区第8号	横島漁業協同組合	玉名市横島町地先	次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点有第9号(玉名市大浜町と同市横島町との旧海岸堤防における境界(明良川船溜堤防上の標柱)) 基点2 熊本県漁場基点有第10号(玉名市と熊本市との海岸堤防における境界から同堤防沿いに北東へ352メートルのところ(玉名市天水町唐人川左岸堤防上)) ア 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ87度23分・3.032メートルのところ イ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ87度23分・3.035メートルのところ ウ オから上天草市大矢野町湯島山頂を見通した線上、オから2,800メートルのところ エ オから湯島山頂を見通した線上、オから1,750メートルのところ オ カとキを結んだ線の中央点 カ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ122度39分の線が玉名市横島町唐人川右岸堤防と交わる キ 基点2から唐人川左岸堤防沿いに南西へ352メートルのところ	第1種区画漁業	のり支柱式養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	玉名市横島町	(1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
有区第9号	河内漁業協同組合	熊本市西区河内町地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点有第10号(玉名市と熊本市との海岸堤防における境界から同堤防沿いに北東へ352メートルのところ(玉名市天水町唐人川左岸堤防上)) 基点2 熊本県漁場基点有第12号(熊本市西区河内町船津字長崎海岸堤防西端) ア キから上天草市大矢野町湯島山頂を見通した線上、キから1,750メートルのところ イ キから湯島山頂を見通した線上、キから2,970メートルのところ ウ イからコを見通した線上、イから1,430メートルのところ エ 基点2と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点2を基点として右へ313度・315メートルのところ オ エとサを見通した線上、エから135メートルのところ カ サとアを見通した線上、サから75メートルのところ キ クとケを結んだ線の中央点 ク 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ122度39分の線が玉名市横島町唐人川右岸堤防と交わる ケ 基点1から唐人川左岸堤防沿いに南西へ352メートルのところ コ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ127度・1,175メートルのところ サ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ301度・670メートルのところ	第1種区画漁業	のり支柱式養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	熊本市西区河内町白浜、河内町船津及び河内町河内	(1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
有区第10号	河内漁業協同組合	熊本市西区河内町地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点有第10号(玉名市と熊本市との海岸堤防における境界から同堤防沿いに北東へ352メートルのところ(玉名市天水町唐人川左岸堤防上)) 基点2 熊本県漁場基点有第12号(熊本市西区河内町船津字長崎海岸堤防西端) 基点3 熊本県漁場基点有第13号(熊本市西区河内町内塩屋港北側防波堤基部中央) 基点4 熊本県漁場基点有第14号(熊本市西区松尾町近津橋付近の熊本市西区河内町河内と西区松尾町の漁業権における境界) ア 基点2と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点2を基点として右へ219度45分・110メートルのところ イ シからウを見通した線上、シから1,550メートルのところ ウ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ127度・1,175メートルのところ エ ウからスを見通した線上、ウから410メートルのところ オ 基点3と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ40度20分・578メートルのところ カ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ97度12分・485メートルのところ キ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ103度27分・1,049メートルのところ ク 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ69度10分・485メートルのところ ケ コとサを結んだ線の中央点 コ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ122度39分の線が玉名市横島町唐人川右岸堤防と交わる サ 基点1から唐人川左岸堤防沿いに南西へ352メートルのところ シ ケから上天草市大矢野町湯島山頂を見通した線上、サから2,970メートルのところ ス セと基点4を見通した線から基点4を基点として右へ207度45分・1,690メートルのところ セ 基点4と熊本市西区百貫港灯台を見通した線から基点4を基点として右へ64度3分・1,035メートルのところ	第1種区画漁業	のり支柱式養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	熊本市西区河内町白浜、河内町船津及び河内町河内	(1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。 (2) 漁港管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
有区第11号	河内漁業協同組合	熊本市西区河内町地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点第12号(熊本市西区河内町船津字長崎海岸防西端) 基点2 熊本県漁場基点第13号(熊本市西区河内町河内塩屋漁港北側防波堤基部中央) 基点3 熊本県漁場基点第14号(熊本市西区松尾町近津橋付近の熊本市西区河内町河内と西区松尾町の漁業権における境界) ア 基点2と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ31度10分・612メートルのところ イ カからウを見通した線上、力から510メートルのところ ウ エと基点3を見通した線からエを基点として右へ207度45分・1,690メートルのところ エ 基点3と熊本市西区百貫港灯台を見通した線から基点3を基点として右へ64度3分 ・1,035メートルのところ オ 基点3と百貫港灯台を見通した線から基点3を基点として右へ64度3分・250メートルのところ カ 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ127度・1,175メートルのところ	第1種区画漁業	のり支柱式養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	熊本市西区河内町白浜、河内町船津及び河内町河内	(1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。 (2) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んでならない。
有区第12号	松尾漁業協同組合	熊本市西区松尾町近津及び西松尾町	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点第14号(熊本市西区松尾町近津橋付近の熊本市西区河内町河内と西区松尾町の漁業権における境界) 基点2 熊本県漁場基点第15号(熊本市西区小島下町新地海岸防北西端) 基点3 熊本県漁場基点第16号(熊本市西区小島下町新地海岸防北西端から同堤防外縁に沿って西側へ500メートルのところ) ア 基点2から熊本市西区坪井川左岸導流堤南側に沿って815メートルのところ イ 基点2から坪井川左岸導流堤南側に沿って1,115メートルのところ ウ 基点1と熊本市西区百貫港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ37度・1,220メートルのところ エ 基点1と百貫港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ67度30分・2,405メートルのところ オ 基点1と百貫港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ70度15分・3,000メートルのところ カ オからコを見通した線上、オから887メートルのところ キ クからサを見通した線上、クから443メートルのところ ク 基点3と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・2,065メートルのところ ケ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・1,113メートルのところ コ サからスを見通した線上、サから1,710メートルのところ サ クとシを結んだ線とスとセを結んだ線の交わるところ シ ソと熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線からソを基点として右へ248度・47分20秒・902メートルのところ ス テからトを見通した線上、テから873メートルのところ セ テとツを結んだ線の中央点 ソ タと基点3を見通した線からタを基点として右へ110度49分40秒・1,378.3メートルのところ タ 基点3と熊ノ岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ296度13分・285.65メートルのところ テ ツと百貫港灯台を見通した線からツを基点として右へ93度の線が坪井川右岸堤防と交わるところ ツ 熊本市西区小島下町新地海岸防北東端(熊本市西区坪井川左岸) テ 基点1と百貫港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ76度3分・6,260メートルのところ ト ソと熊ノ岳山頂を見通した線からソを基点として右へ248度47分20秒・4,972メートルのところ	第1種区画漁業	のり支柱式養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	熊本市西区松尾町近津及び西松尾町	(1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んでならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
有区第13号	小島漁業協同組合	熊本市西区小島下町地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点有第14号(熊本市西区松尾町近津橋付近の熊本市西区河内町河内と松尾町の漁業権における境界) 基点2 熊本県漁場基点有第15号(熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端) 基点3 熊本県漁場基点有第16号(熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防外縁に沿って南西へ500メートルのところ) ア 基点2と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ61度45分・546メートルのところ イ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・113メートルのところ ウ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・2065メートルのところ エ スとセを結んだ線とウとソを結んだ線の交わるところ オ エからスを見通した線上、エから1,710メートルのところ カ タからオを見通した線上、タから105メートルのところ キ テからカを見通した線上、テから455メートルのところ ケ ケとイを見通した線からケを基点として右へ48度15分・455メートルのところ コ コとナを見通した線上、トから1,385メートルのところ ク 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ61度30分・1,370メートルのところ サ イからコを見通した線上、イから175メートルのところ シ アからハを見通した線上、アから340メートルのところ ス ニからヌを見通した線上、ニから873メートルのところ セ ネとノを結んだ線の中央点 ソ ソと熊本市西区熊ノ岳(ノ岳)山頂を見通した線からチを基点として右へ248度47分20秒・902メートルのところ タ チと熊ノ岳山頂を見通した線からチを基点として右へ248度47分20秒・2,385メートルのところ テ ツと基点3を見通した線からツを基点として右へ110度49分40秒・1,378.3メートルのところ ト ツと基点3を見通した線から基点3を基点として右へ296度13分・285.5メートルのところ ト チと熊ノ岳山頂を見通した線上、トから140メートルのところ ト チと熊ノ岳山頂を見通した線からチを基点として右へ248度47分20秒・1,217メートルのところ ナ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・1,600メートルのところ ニ 基点1と熊本市西区百貫港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ76度3分・6,260メートルのところ ヌ チと熊ノ岳山頂を見通した線からチを基点として右へ248度47分20秒・4,972メートルのところ ネ ノと百貫港灯台を見通した線からノを基点として右へ93度の線が熊本市西区坪井川右岸堤防と交わる ノ 熊本市西区小島下町新地海岸堤防北東端(熊本市西区坪井川左岸) ハ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ48度45分・1,070メートルのところ	第1種区画漁業	のり支柱式養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	熊本市西区小島下町及び小島一丁目から九丁目まで	(1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
有区第14号	沖新漁業協同組合	熊本市西区沖新町地先	次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点有第11号(熊本市西区沖新町沖新地区海岸堤防北東端「熊本港計画基点10番(北緯32度45分48秒4937、東経130度36分6秒4153)」) 基点2 熊本県漁場基点有第16号(熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防外縁に沿って南西へ500メートルのところ) 基点3 熊本県漁場基点有第18号(熊本市西区四番漁港防波堤基部から南へ17.59メートルのところ) ア オとエを結んだ線とクとシを結んだ線の交わるところ イ スとウを結んだ線とクとシを結んだ線の交わるところ ウ 基点3から宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ39度33分・1,930メートルのところ エ 基点3から三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ39度33分・515メートルのところ オ カと熊本市西区熊ノ岳(ノ岳)山頂を見通した線からカを基点として右へ248度47分20秒・312メートルのところ カ キと基点2を見通した線からキを基点として右へ110度49分40秒・1,378.3メートルのところ キ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ296度13分・285.5メートルのところ ケ ケとイを見通した線からケを基点として右へ90度・1,600メートルのところ コ コと基点1を見通した線からコを基点として右へ80度38分27秒・2,675.528メートルのところ ク コと基点1を見通した線から基点1を基点として右へ208度29分13秒・524.48メートルのところ サ サ 基点1から沖新地区堤防に沿って南東(真方位156度)へ189.7メートルのところ シ シとケを見通した線からケを基点として右へ90度の線が同地区海岸堤防と交わる ス 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ65度28分・2,510メートルのところ	第1種区画漁業	のり支柱式養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	熊本市西区沖新町	(1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
有区第15号	沖新漁業協同組合	熊本市西区沖新町地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、ア、イ、ニ、エ、ネ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。 基点1 熊本県漁場基点有第11号(熊本市西区沖新町沖新地区海岸堤防北東端「熊本港」) 計画基点10番(北緯32度45分48秒4937、東経130度36分6秒4153)J 基点2 熊本県漁場基点有第18号(熊本市西区四番漁港防波堤基部から南へ17.59メートルのところ) 基点3 熊本県漁場基点有第16号(熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防外縁に沿って南西へ500メートルのところ) ア イとキを結んだ線とクとカを結んだ線の交わるところ イ 基点2と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ50度45分・3.755メートルのところ ウ 基点2と三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ39度33分・3.605メートルのところ エ 基点2と三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ39度33分・1.945メートルのところ オ エとキを結んだ線とカとサを結んだ線の交わるところ カ クとケを見通した線からクを基点として右へ80度・1.600メートルのところ キ 基点2と三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ57度58分・2.340メートルのところ ク ケと基点1を見通した線からケを基点として右へ80度38分27秒・2.675.528メートルのところ ケ 基点1とコを見通した線から基点1を基点として右へ208度29分13秒・52.4.48メートルのところ コ 基点1から沖新地区堤防に沿って南東(真方位156度)へ189.7メートルのところ サ サとウを見通した線からカを基点として右へ90度の線が同地区海岸堤防と交わるところ シ 基点2と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ39度33分・5.850メートルのところ ス クとケを見通した線からクを基点として右へ90度・1.000メートルのところ セ スとクを見通した線からスを基点として右へ270度の線がソとシを結んだ線と交わるところ ソ タと熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線からタを基点として右へ24.9度47分2秒・4.972メートルのところ タ チと基点3を見通した線からチを基点として右へ110度49分40秒・1.37.8.3メートルのところ チ 基点3と熊ノ岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ296度13分・285.55メートルのところ ツ ツからスを見通した線上、スから300メートルのところ ト ツからチを見通した線上、ツから1.077.062メートルのところ ナ トとウを見通した線からトを基点として右へ88度42分50秒・210.208メートルのところ ニ イとウを結んだ線とナとスを結んだ線の交わるところ ニ ナとトを見通した線からナを基点として右へ91度17分10秒・756.464メートルのところ ネ サからカを見通した線上、カから160.263メートルのところ	第1種区画漁業	のり支柱式養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	熊本市西区沖新町	(1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
有区第16号	沖新漁業協同組合	熊本市西区沖新町地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点有第11号(熊本市西区沖新町沖新地区海岸堤防北東端「熊本港」) 計画基点10番(北緯32度45分48秒4937、東経130度36分6秒4153)J 基点2 熊本県漁場基点有第16号(熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防外縁に沿って南西へ500メートルのところ) 基点3 熊本県漁場基点有第18号(熊本市西区四番漁港防波堤基部から南へ17.59メートルのところ) ア 基点1から真方位285度47分4.9秒・2.136.9メートルのところ イ ウからソを見通した線上、ウから570メートルのところ ウ ソと基点1を見通した線からソを基点として右へ80度38分27秒・2.675.528メートルのところ エ ウとイを見通した線からウを基点として右へ90度・952メートルのところ オ ツからチを見通した線上、ツから2.319メートルのところ カ オからツを見通した線上、オから2.244.6メートルのところ キ 基点1から真方位307度33分16.9秒・2.441.9メートルのところ ク キから真方位179度7分48秒・166.8メートルのところ ケ ソと基点1を見通した線からソを基点として右へ104度・2.044メートルのところ コ ソと基点1を見通した線からソを基点として右へ114度39分・1.541メートルのところ サ ソと基点1を見通した線からソを基点として右へ92度・1.179メートルのところ シ ソと基点1を見通した線からソを基点として右へ85度45分・1.768メートルのところ ス ケからシを見通した線上、ケから623メートルのところ セ 基点1から沖新地区堤防に沿って南東(真方位156度)へ189.7メートルのところ ソ 基点1とセを見通した線から基点1を基点として右へ208度29分13秒・524.48メートルのところ タ チと基点2を見通した線からチを基点として右へ110度49分40秒・1.378.3メートルのところ チ 基点2と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点2を基点	第1種区画漁業	のり支柱式養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	熊本市西区沖新町	(1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
			として右へ296度13分28.55メートルのところ ツ タと熊ノ岳山頂を見通した線からタを基点として右へ248度47分20秒・ 2.385メートルのところ チ 基点3と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として 右へ39度33分・3.605メートルのところ							
有区第18号	品川漁業協同組合	熊本市南区品川町地先	次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点有第18号(熊本市西区四番漁港防波堤基部から南へ 17.59メートルのところ) ア 基点1と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ 39度33分・5.15メートルのところ イ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ39度33分・ 1.830メートルのところ ウ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ33度15分・ 1.840メートルのところ エ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ18度20分・5 50メートルのところ	第1種区画漁業	のり支柱式養殖業	9月1日から翌年4月3 0日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	熊本市南区品川町	(1) 養殖施設は、毎年 4月30日までに撤去し なければならない。 (2) 港湾管理者が行 う事業の施行に對して は、正当な理由がなけ ればこれを拒んではな らない。
有区第19号	品川漁業協同組合	熊本市南区品川町地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点 1 熊本県漁場基点有第18号(熊本市西区四番漁港防波堤基部から南へ17. 59メートルのところ) 基点2 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区品川町と熊本市南区海路口町 との海岸堤防における境界(六番船溜コンクリート標柱)) ア 基点1と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ 35度45分・4.35メートルのところ イ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ31度・1,880 メートルのところ ウ エからカを見通した線上、エから230メートルのところ エ 基点2と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点2を基点とし て右へ249度3分・2.410メートルのところ オ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ249度3分・4 65メートルのところ カ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ39度33分・ 2.200メートルのところ	第1種区画漁業	のり支柱式養殖業	9月1日から翌年4月3 0日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	熊本市南区品川町	(1) 養殖施設は、毎年 4月30日までに撤去し なければならない。 (2) 港湾管理者及び 漁港管理者が行う事業 の施行に對しては、正 当な理由がなければこ れを拒んではならない。
有区第20号	品川漁業協同組合	熊本市南区品川町地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点 1 熊本県漁場基点有第18号(熊本市西区四番漁港防波堤基部から南へ17. 59メートルのところ) 基点2 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区品川町と熊本市南区海路口町 との海岸堤防における境界(六番船溜コンクリート標柱)) ア 基点1と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ 38度35分・1.950メートルのところ イ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ38度50分・ 3.030メートルのところ ウ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ28度15分・ 2.785メートルのところ エ カからキを見通した線上、カから750メートルのところ オ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ33度15分・ 1.955メートルのところ カ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ39度33分・ 2.200メートルのところ キ 基点2と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点2を基点とし て右へ249度3分・2.410メートルのところ	第1種区画漁業	のり支柱式養殖業	9月1日から翌年4月3 0日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	熊本市南区品川町	(1) 養殖施設は、毎年 4月30日までに撤去し なければならない。 (2) 港湾管理者が行 う事業の施行に對して は、正当な理由がなけ ればこれを拒んではな らない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
有区第21号	畠口漁業協同組合	熊本市南区畠口町地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点有第18号(熊本市西区四番漁港防波堤基部から南へ17.59メートルのところ) 基点2 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区畠口町と熊本市南区海路口町との海岸堤防における境界(六番船溜コンクリート標柱)) ア ケからコを見通した線上、ケから440メートルのところ イ オからセを見通した線がウからサを見通した線と交わる点 ウ 基点1と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ37度30分・3.110メートルのところ エ オからセを見通した線上、オから150メートルのところ オ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ39度5分・3.785メートルのところ カ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ39度5分・3.950メートルのところ キ クと基点2を見通した線からクを基点として右へ194度・570メートルのところ ク 基点2と熊本市西区熊ノ岳(ニノ岳)山頂を見通した線から基点2を基点として右へ249度3分・3.600メートルのところ ケ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ249度3分・2.570メートルのところ コ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ39度33分・2.310メートルのところ サ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ28度15分・2.785メートルのところ シ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ249度3分・2.410メートルのところ ス 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ39度33分・2.200メートルのところ セ シからスを見通した線上、シから230メートルのところ	第1種区画漁業	のり支柱式養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	熊本市南区畠口町	(1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
有区第22号	畠口漁業協同組合	熊本市南区畠口町地先	次のア、イ、ウ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点有第18号(熊本市西区四番漁港防波堤基部から南へ17.59メートルのところ) 基点2 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区畠口町と熊本市南区海路口町との海岸堤防における境界(六番船溜コンクリート標柱)) ア ウからエを見通した線上、ウから410メートルのところ イ オと基点2を見通した線からオを基点として右へ194度・770メートルのところ ウ オと基点2を見通した線からオを基点として右へ194度・570メートルのところ エ 基点1と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ39度5分・3.950メートルのところ オ 基点2と熊本市西区熊ノ岳(ニノ岳)山頂を見通した線から基点2を基点として右へ249度3分・3.600メートルのところ	第1種区画漁業	のり支柱式養殖業	9月15日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	熊本市南区畠口町	養殖施設は、毎年3月31日までに撤去しなければならない。
有区第23号	海路口漁業協同組合	熊本市南区海路口町地先	次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区畠口町と熊本市南区海路口町との海岸堤防における境界(六番船溜コンクリート標柱)) 基点2 熊本県漁場基点有第20号(熊本市南区海路口町二の丸、二の丸新角) ア 基点1と熊本市西区熊ノ岳(ニノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・465メートルのところ イ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・2.410メートルのところ ウ 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ56度28分1.680メートルのところ エ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ109度10分・240メートルのところ	第1種区画漁業	のり支柱式養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	熊本市南区海路口町	(1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
有区第24号	海路口漁業協同組合	熊本市南区海路口町地先	次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区畠口町と熊本市南区海路口町との海岸堤防における境界(六番船溜コンクリート標柱)) 基点2 熊本県漁場基点有第20号(熊本市南区海路口町二の丸、二の丸新角) ア 基点1と熊本市西区熊ノ岳(ニノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・2.570メートルのところ イ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・3.110メートルのところ ウ 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ77度15分・2.250メートルのところ エ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ79度15分・2.146メートルのところ	第1種区画漁業	のり支柱式養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	熊本市南区海路口町	養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
有区第25号	海路口漁業協同組合	熊本市南区海路口町地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区高口町と熊本市南区海路口町との海岸堤防における境界(六番船溜コンクリート標柱)) 基点2 熊本県漁場基点有第20号(熊本市南区海路口町二の丸、二の丸新角) ア 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ55度42分・1.908メートルのところ イ アと基点2を見通した線からアを基点として右へ161度42分・710メートルのところ ウ イとアを見通した線からイを基点として右へ258度34分・690メートルのところ エ ウとイを見通した線からウを基点として右へ90度・225メートルのところ オ エとウを見通した線からエを基点として右へ270度・230メートルのところ カ オとエを見通した線からオを基点として右へ93度33分・118メートルのところ キ カとオを見通した線からカを基点として右へ269度3分・118メートルのところ ク 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・3.250メートルのところ ケ アと基点2を見通した線からアを基点として右へ253度18分・740メートルのところ	第1種区画漁業	のり支柱式養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	熊本市南区海路口町	養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
有区第26号	海路口漁業協同組合	熊本市南区海路口町地先	熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区品口町と熊本市南区海路口町との海岸堤防における境界(六番船溜コンクリート標柱)) 基点2 熊本県漁場基点有第20号(熊本市南区海路口町二の丸、二の丸新角) 基点3 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タノ島」) ア カからスを見通した線上、カから97メートルのところ イ カとオを見通した線からカを基点として右へ21度5分・370メートルのところ ウ カとオを見通した線からカを基点として右へ36度35分・1.275メートルのところ エ ウからセを見通した線上、ウから370メートルのところ オ カからスを見通した線上、カから676メートルのところ カ 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・3.250メートルのところ キ 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ55度42分・1.908メートルのところ ク キと基点2を見通した線からキを基点として右へ161度42分・710メートルのところ ケ クとキを見通した線からクを基点として右へ258度34分・690メートルのところ コ ケとクを見通した線からケを基点として右へ90度・225メートルのところ サ コとケを見通した線からコを基点として右へ270度・230メートルのところ シ ザとコを見通した線からサを基点として右へ93度33分・118メートルのところ ス シとサを見通した線からシを基点として右へ269度3分・118メートルのところ セ ソと基点3を見通した線からソを基点として右へ162度16分・1.900メートルのところ ソ 基点3から住吉灯台を見通した線から基点3を基点として右へ110度30分・1.927メートルのところ	第1種区画漁業	のり支柱式養殖業	9月15日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	熊本市南区海路口町	養殖施設は、毎年3月31日までに撤去しなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
有区第27号	川口漁業協同組合	熊本市南区川口町地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点有第20号(熊本市南区海路口町二の丸、二の丸新角) 基点2 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タノ島」) ア 基点1と宇土市住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ55度42分・1.908メートルのところ イ アと基点1を見通した線からアを基点として右へ161度42分・710メートルのところ ウ イとアを見通した線からイを基点として右へ258度34分・690メートルのところ エ ウとイを見通した線からウを基点として右へ90度・225メートルのところ オ エとウを見通した線からエを基点として右へ270度・230メートルのところ カ オとエを見通した線からオを基点として右へ93度33分・118メートルのところ キ カとオを見通した線からカを基点として右へ269度3分・118メートルのところ ク ケと基点2を見通した線からケを基点として右へ162度16分・1.680メートルのところ ケ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ110度30分・1.927メートルのところ コ ケと基点2を見通した線からコを基点として右へ304度30分・355メートルのところ サ コとケを見通した線からコを基点として右へ263度・330メートルのところ シ スとアを見通した線からスを基点として右へ272度30分・355メートルのところ ス アと基点1を見通した線からアを基点として右へ67度1分・878メートルのところ	第1種区画漁業	のり支柱式養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	熊本市南区川口町	養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
有区第28号	川口漁業協同組合	熊本市南区川口町地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区高口町と熊本市南区海路口町との海岸堤防における境界(六番船溜コンクリート標柱)) 基点2 熊本県漁場基点有第20号(熊本市南区海路口町二の丸、二の丸新角) 基点3 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タノ島」) ア カからオを見通した線上、カから678メートルのところ イ スからセを見通した線上、スから370メートルのところ ウ スからセを見通した線上、スから1.009メートルのところ エ オからソを見通した線上、オから669メートルのところ オ シとサを見通した線からシを基点として右へ269度3分・118メートルのところ カ 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・3.250メートルのところ キ 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ55度42分・1.908メートルのところ ク キと基点2を見通した線からキを基点として右へ161度42分・710メートルのところ ケ クとキを見通した線からケを基点として右へ258度34分・690メートルのところ コ ケとクを見通した線からケを基点として右へ90度・225メートルのところ サ コとケを見通した線からコを基点として右へ270度・230メートルのところ シ サとコを見通した線からサを基点として右へ93度33分・118メートルのところ ス カとアを見通した線からカを基点として右へ36度35分・1.275メートルのところ セ タと基点3を見通した線からタを基点として右へ162度16分・1.900メートルのところ ソ タと基点3を見通した線からタを基点として右へ162度16分・1.680メートルのところ タ 基点3と住吉灯台を見通した線から基点3を基点として右へ110度30分・1.927メートルのところ	第1種区画漁業	のり支柱式養殖業	9月15日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	熊本市南区川口町	養殖施設は、毎年3月31日までに撤去しなければならない。
有区第29号	住吉漁業協同組合	宇土市地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タノ島」) 基点2 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と同市長浜町小池との海岸線における境界) ア 基点1と宇土市住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ230度2分・211メートルのところ イ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ185度10分・505メートルのところ ウ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ163度・760メートルのところ エ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ135度・1.000メートルのところ オ エと基点1を見通した線からエを基点として右へ118度45分・500メートルのところ カ オから宇土市小松鼻を見通した線上、オから475メートルのところ キ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ249度12分・2.155メートルのところ ク 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ249度12分・205メートルのところ	第1種区画漁業	のり支柱式養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宇土市住吉町及び網津町	(1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
有区第30号	住吉漁業協同組合	宇土市地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基地1 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タハコ島」) 基地2 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と同市長浜町小池との海岸線における境界) ア 基点1と宇土市住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ110度30分・1.927メートルのところ イ アと基点1を見通した線からアを基点として右へ304度30分・355メートルのところ ウ イアを見通した線からイを基点として右へ263度・330メートルのところ エ ウとイを見通した線からウを基点として右へ249度50分・623メートルのところ オ エからシを見通した線上、エから285メートルのところ カ アと基点1を見通した線からアを基点として右へ76度10分・665メートルのところ キ アと基点1を見通した線からアを基点として右へ132度56分・291メートルのところ ク アと基点1を見通した線からアを基点として右へ138度10分・733メートルのところ ケ エとシを結んだ線とクとスを結んだ線が交わるところ コ エからシを見通した線上、エから2.150メートルのところ サ アと基点1を見通した線からアを基点として右へ162度16分・1.680メートルのところ シ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ225度27分・6.550メートルのところ ス アと基点1を見通した線からアを基点として右へ101度23分・960メートルのところ	第1種区画漁業	のり支柱式養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宇土市住吉町及び網津町	養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
有区第31号	住吉漁業協同組合	宇土市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基地1 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と同市長浜町小池との海岸線における境界) ア 基点1と宇土市住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ249度12分・1.660メートルのところ イ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ249度12分・2.000メートルのところ ウ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ241度12分・2.520メートルのところ エ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ236度42分・2.430メートルのところ	第1種区画漁業	のり支柱式養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宇土市住吉町及び網津町	養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
有区第32号	住吉漁業協同組合	宇土市地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基地1 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タハコ島」) 基地2 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と同市長浜町小池との海岸線における境界) ア キとセを結んだ線とサとシを結んだ線が交わるところ イ サからシを見通した線上、サから2.150メートルのところ ウ スからイを見通した線上、イから80メートルのところ エ ウとスを見通した線からウを基点として右へ248度15分・346メートルのところ オ カからシを見通した線上、カから1.100メートルのところ カ 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ249度12分・2.292メートルのところ キ クと基点1を見通した線からクを基点として右へ101度23分・960メートルのところ ク 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ110度30分・1.927メートルのところ ケ クと基点1を見通した線からクを基点として右へ304度30分・355メートルのところ コ ケとクを見通した線からケを基点として右へ263度・330メートルのところ サ コとケを見通した線からコを基点として右へ249度50分・623メートルのところ シ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ225度27分・6.550メートルのところ ス クと基点1を見通した線からクを基点として右へ162度16分・1.680メートルのところ セ クと基点1を見通した線からクを基点として右へ138度10分・733メートルのところ	第1種区画漁業	のり支柱式養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宇土市住吉町及び網津町	養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
有区第33号	住吉漁業協同組合	宇土市地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基地1 熊本県漁場基点有第19号(熊本南区品川町と熊本南区海路町との海岸線における境界(六番船道コンクリート壁)) 基地2 熊本県漁場基点有第20号(熊本南区海路町二の丸、二の丸新角) 基地3 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「道称タノ島」) 基地4 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と同市長浜町小池との海岸線における境界) ア サからオを見通した線上、ソから669メートルのところ イ クからウを見通した線上、クから1,009メートルのところ ウ タと基点3を見通した線からタを基点として右へ162度16分・1,900メートルのところ エ ウからニを見通した線上、ウから200メートルのところ オ カからナを見通した線上、カから200メートルのところ カ タと基点3を見通した線からタを基点として右へ162度16分・1,680メートルのところ キ 基点1と熊本市区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・3,250メートルのところ ク キとノを見通した線からキを基点として右へ36度35分・1,275メートルのところ ケ 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ55度42分・1,908メートルのところ コ ケと基点2を見通した線からケを基点として右へ161度42分・710メートルのところ サ コクを見通した線からコを基点として右へ258度34分・680メートルのところ シ サとクを見通した線からサを基点として右へ90度・225メートルのところ ス シとサを見通した線からシを基点として右へ270度・230メートルのところ セ スとシを見通した線からセを基点として右へ93度33分・118メートルのところ ソ セとスを見通した線からソを基点として右へ269度3分・118メートルのところ タ 基点3と住吉灯台を見通した線から基点3を基点として右へ110度30分・1,927メートルのところ チ タと基点3を見通した線からタを基点として右へ304度30分・355メートルのところ ツ ツとチを見通した線からツを基点として右へ263度・330メートルのところ ト 基点4と住吉灯台を見通した線から基点4を基点として右へ225度27分・6,550メートルのところ ナ テからトを見通した線上、テから2,150メートルのところ ニ ヌとカを見通した線からヌを基点として右へ248度15分・650メートルのところ ノ オからナを見通した線上、オから80メートルのところ	第1種区画漁業	のり支柱式養殖業	9月15日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宇土市住吉町及び網津町	養殖施設は、毎年3月31日までに撤去しなければならない。
有区第34号	住吉漁業協同組合	宇土市地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基地1 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「道称タノ島」) 基地2 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と同市長浜町小池との海岸線における境界) ア サからオを見通した線上、サから280メートルのところ イ シからスを見通した線上、シから280メートルのところ ウ シからスを見通した線上、シから960メートルのところ エ オからスを見通した線上、オから346メートルのところ オ サからセを見通した線上、セから80メートルのところ カ 基点1と宇土市住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ110度30分・1,927メートルのところ キ カと基点1を見通した線からカを基点として右へ304度30分・355メートルのところ ク キとカを見通した線からキを基点として右へ263度・330メートルのところ ケ ケとキを見通した線からケを基点として右へ249度50分・623メートルのところ コ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ225度27分・6,550メートルのところ サ カと基点1を見通した線からカを基点として右へ162度16分・1,680メートルのところ シ カと基点1を見通した線からカを基点として右へ162度16分・1,900メートルのところ ス オとサを見通した線からオを基点として右へ248度15分・650メートルのところ セ ケからコを見通した線上、ケから2,150メートルのところ	第1種区画漁業	のり支柱式養殖業	9月15日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宇土市住吉町及び網津町	養殖施設は、毎年3月31日までに撤去しなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
有区第35号	住吉漁業協同組合	宇土市地先	次のア、イ、ウ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タノ島」) 基点2 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と同市長浜町小池との海岸線における境界) ア ケからイを見通した線上、ケから1.230メートルのところ イ シとクを見通した線からシを基点として右へ248度15分・650メートルのところ ウ シからイを見通した線上、シから496メートルのところ エ 基点1と宇土市住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ110度30分・1.927メートルのところ オ エと基点1を見通した線からエを基点として右へ304度30分・355メートルのところ カ オとエを見通した線からオを基点として右へ263度・330メートルのところ キ カとオを見通した線からカを基点として右へ249度50分・623メートルのところ ク エと基点1を見通した線からエを基点として右へ162度16分・1.680メートルのところ ケ エと基点1を見通した線からエを基点として右へ162度16分・1.900メートルのところ コ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ225度27分・6.550メートルのところ サ キからコを見通した線上、キから2.150メートルのところ シ クからサを見通した線上、サから80メートルのところ	第1種区画漁業	のり支柱式養殖業	9月15日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宇土市住吉町及び網津町	養殖施設は、毎年3月31日までに撤去しなければならない。
有区第36号	住吉漁業協同組合	宇土市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タノ島」) 基点2 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と同市長浜町小池との海岸線における境界) ア 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ249度12分・45メートルのところ イ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ355度30分・1.000メートルのところ ウ エとオを結んだ線と基点1とイを結んだ線が交わる点 エ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ249度12分・205メートルのところ オ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ230度21分・211メートルのところ	第1種区画漁業	のり支柱式養殖業	9月1日から12月15日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宇土市住吉町及び網津町	(1) 養殖施設は、毎年12月15日までに撤去しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
有区第37号	網田漁業協同組合	宇土市地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と同市長浜町小池との海岸線における境界) 基点2 熊本県漁場基点有第23号(宇土市上綱田町網田新地随門防波堤基部中央) 基点3 熊本県漁場基点有第25号(宇土市戸口町網田漁港北側防波堤基部中央の標柱) ア 基点1と宇土市住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ249度12分・660メートルのところ イ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ249度12分・1.660メートルのところ ウ イからタを見通した線上、タから1.080メートルのところ エ 基点2と上草市大矢野町羽干島山頂を見通した線から基点2を基点として右へ89度30分・1.380メートルのところ オ 基点2と羽干島山頂を見通した線から基点2を基点として右へ32度30分・1.055メートルのところ カ 基点2と羽干島山頂を見通した線から基点2を基点として右へ20度50分・1.215メートルのところ キ カとオを見通した線からカを基点として右へ90度・100メートルのところ ク 基点3と熊本市西区熊ノ岳(ニノ岳)山頂を見通した線から基点3を基点として右へ302度・980メートルのところ ケ クとキを見通した線からクを基点として右へ90度・600メートルのところ コ クとクを見通した線からケを基点として右へ90度・930メートルのところ サ コとクを見通した線からコを基点として右へ90度・100メートルのところ シ 基点2と羽干島山頂を見通した線から基点2を基点として右へ128度・690メートルのところ ス 基点2と羽干島山頂を見通した線から基点2を基点として右へ145度13分・1.276メートルのところ セ スからソを見通した線上、スから245メートルのところ ソ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ224度・2.270メートルのところ タ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ236度42分・2.430メートルのところ	第1種区画漁業	のり支柱式養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宇土市長浜町、下綱田町、戸口町及び赤瀬町	(1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
有区第38号	網田漁業協同組合	宇土市地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点有第25号(宇土市戸口町網田漁港北側防波堤基部中央の標柱) ア 基点1と熊本市区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ271度45分・435メートルのところ イ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ289度30分・900メートルのところ ウ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度45分・1,510メートルのところ エ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ234度45分・1,320メートルのところ オ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ234度45分・1,075メートルのところ	第1種区画漁業	のり支柱式養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宇土市長浜町、下網田町、戸口町及び赤瀬町	(1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
有区第39号	網田漁業協同組合	宇土市地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と同市長浜町小池との海岸線における境界) 基点2 熊本県漁場基点有第23号(宇土市上綱田町網田新地樋門防波堤基部中央) ア 基点1と宇土市住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ249度12分・40メートルのところ イ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ249度12分・660メートルのところ ウ キからクを見通した線上、キから245メートルのところ エ キからクを見通した線上、キから190メートルのところ オ エとクを見通した線からエを基点として右へ53度40分・1,085メートルのところ カ キからケを見通した線上、キから1,230メートルのところ キ 基点2と上草市大矢野町羽千島山頂を見通した線から基点2を基点として右へ145度13分・1,276メートルのところ ク 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ224度・2,270メートルのところ ケ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ205度28分・770メートルのところ	第1種区画漁業	のり支柱式養殖業	9月1日から12月15日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宇土市長浜町、下網田町、戸口町及び赤瀬町	(1) 養殖施設は、毎年12月15日までに撤去しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
有区第41号	荒尾漁業協同組合	荒尾市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点有第1号(熊本県と福岡県との境界標柱) ア 基点1と佐賀県藤津郡太良町竹崎島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ348度・6,600メートルのところ イ 基点1と竹崎島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ349度・7,690メートルのところ ウ 基点1と竹崎島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ338度・7,965メートルのところ エ 基点1と竹崎島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ335度30分・6,930メートルのところ	第1種区画漁業	のり浮流し養殖業	10月20日から翌年4月15日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	荒尾市荒尾、大島、宮内、宮内出目、増水、一部及び蔵満	(1) 養殖施設は、毎年4月15日までに撤去しなければならない。 (2) 漁場の区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
有区第42号	岱明漁業協同組合	玉名市岱明町地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点有第5号(玉名郡長洲町新川漁港北側防波堤突端中央下部点から1,15メートルのところ) 基点2 熊本県漁場基点有第6号(玉名市岱明町鶴と岱明町浜田との海岸防防における境界) 基点3 熊本県漁場基点有第9号(玉名市大浜町と玉名市横島町との旧海岸防防における境界(明辰川船溜堤防上の標柱)) ア 基点1と熊本市区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ93度28分・1,831,5メートルのところ イ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ93度28分・2,692,6メートルのところ ウ 基点2から真方位240度50分35,2秒・6,860,1メートルのところ エ 基点3から真方位245度7分44,6秒・8,164,6メートルのところ オ 基点3から真方位260度53分45,3秒・4501メートルのところ カ 基点2から真方位201度31分28秒・3,800,2メートルのところ キ 基点2から真方位222度16分57,2秒・2,766,4メートルのところ	第1種区画漁業	のり浮流し養殖業	10月20日から翌年4月15日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	玉名市岱明町鶴、下沖洲、原崎、山下、浜田及び高崎	(1) 養殖施設は、毎年4月15日までに撤去しなければならない。 (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
有区第43号	滑石漁業協同組合	玉名市滑石地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点有第9号(玉名市大浜町と玉名市横島町との旧海岸堤防における境界(明辰川船溜堤防上の標柱)) ア 基点1から真方位258度2分21.1秒・4.364.9メートルのところ イ 基点1から真方位243度3分48.2秒・8.085.4メートルのところ ウ エから真方位228度48分8.6秒・3.228.3メートルのところ エ 基点1から真方位229度4分33.6秒・4.768.3メートルのところ オ 基点1から真方位241度39分20.7秒・4.932.5メートルのところ カ 基点1から真方位245度44分41秒・3.909メートルのところ	第1種区画漁業	のり浮流し養殖業	10月20日から翌年4月15日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	玉名市滑石及び小浜	(1) 養殖施設は、毎年4月15日までに撤去しなければならない。 (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
有区第44号	大浜漁業協同組合	玉名市大浜町地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点有第9号(玉名市大浜町と玉名市横島町との旧海岸堤防における境界(明辰川船溜堤防上の標柱)) ア 基点1から真方位245度44分41.0秒・3.909メートルのところ イ 基点1から真方位241度39分20.7秒・4.932.5メートルのところ ウ 基点1から真方位229度4分33.6秒・4.768.3メートルのところ エ ウから真方位228度48分8.6秒・3.228.3メートルのところ オ 基点1から真方位215度32分45.3秒・8.501.2メートルのところ カ 基点1から真方位201度11分9.2秒・4.140.4メートルのところ	第1種区画漁業	のり浮流し養殖業	10月20日から翌年4月15日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	玉名市大浜町新町、上町、西川町、瀬戸町、中町、天神町、下町、旭町、汐見、烏帽子、沖島帽子及び末広並びに玉名市大浜町5352番地、同5356番地、同5347番地及び同5321番地	(1) 養殖施設は、毎年4月15日までに撤去しなければならない。 (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
有区第45号	横島漁業協同組合	玉名市横島町地先	次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点有第9号(玉名市大浜町と玉名市横島町との旧海岸堤防における境界(明辰川船溜堤防上の標柱)) ア 基点1から真方位201度11分9.2秒・4.140.4メートルのところ イ 基点1から真方位215度32分45.3秒・8.501.2メートルのところ ウ 基点1から真方位212度20分14.1秒・8.705.9メートルのところ エ 基点1から真方位179度31分18.7秒・5.318.5メートルのところ	第1種区画漁業	のり浮流し養殖業	10月20日から翌年4月15日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	玉名市横島町	(1) 養殖施設は、毎年4月15日までに撤去しなければならない。 (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
有区第46号	小島漁業協同組合 外8組合	熊本市及び宇土市地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域。キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス及びキを順次に結んだ線によって囲まれた区域。セ、ソ、タ、テ、ツ、チ及びセを順次に結んだ線によって囲まれた区域。 基点1 熊本県漁場基点有第14号(熊本市西区松尾町近津橋付近の熊本市西区河内町河内と西区松尾町の漁業権における境界) 基点2 熊本県漁場基点有第16号(熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防外縁に沿って南西へ500メートルのところ) 基点3 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区富口町と熊本市南区海路口町との海岸堤防における境界(六番船溜コンクリート標柱)) 基点4 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と玉名市長浜町小池との海岸線における境界) 基点5 熊本県漁場基点有第24号(宇土市と宇城市三角町との海岸線における境界) ア 基点1と熊本市西区熊ノ岳(ニノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ264度15分・5.160メートルのところ イ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ240度30分・12.160メートルのところ ウ クからイを見通した線上、クから3.524メートルのところ エ シからオを見通した線上、シから2.592メートルのところ オ ナと熊ノ岳山頂を見通した線からナを基点として右へ248度47分20秒・3.850メートルのところ カ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ255度10分・4.210メートルのところ キ クからイを見通した線上、クから2.724メートルのところ ケ 基点4と熊ノ岳山頂を見通した線から基点4を基点として右へ270度・9.580メートルのところ ケ 基点4と宇土市住吉灯台を見通した線から基点4を基点として右へ225度27分・6.550メートルのところ コ ケからヌを見通した線上、ケから1.100メートルのところ サ ニと基点3を見通した線からニを基点として右へ194度・2.300メートルのところ シ ニと基点3を見通した線からニを基点として右へ194度・1.900メートルのところ ス シからオを見通した線上、シから1.792メートルのところ	第1種区画漁業	のり浮流し養殖業	10月20日から翌年4月15日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	熊本市西区河内町白浜、河内町船津、河内町河内、松尾町近津、西松尾町、小島下町、小島1丁目から9丁目まで、沖新町、南区富口町、海路口町及び川口町並びに宇土市住吉町、網津町、長浜町、下網田町、戸口町及び赤瀬町	(1) 養殖施設は、毎年4月15日までに撤去しなければならない。 (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (3) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
			セ 基点4と熊ノ岳山頂を見通した線から基点4を基点として右へ265度15分・9.400メートルのところ ソ 基点5と上天草市大矢野町羽干島山頂を見通した線から基点5を基点として右へ82度50分・570メートルのところ タ 基点5から真方位33度31分21秒・1.836.8メートルのところ チ 基点5から真方位36度21分.1秒・3.434.5メートルのところ ツ 基点5から真方位26度48分35.1秒・5.873.1メートルのところ テ 基点4と熊ノ岳山頂を見通した線から基点4を基点として右へ258度30分・5.800メートルのところ ト 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ296度13分・285.65メートルのところ ナトと基点2を見通した線からトを基点として右へ110度49分40秒・1.378.3メートルのところ ニ 基点3と熊ノ岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ249度3分・3.600メートルのところ ヌ 基点4と住吉灯台を見通した線から基点4を基点として右へ249度12分・2.292メートルのところ							
有区第51号	三角町漁業協同組合	宇城市三角町地先	次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点第27号(宇城市三角町中神島東端) ア 基点1と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ320度50分・760メートルのところ イ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ313度30分・450メートルのところ ウ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ338度5分・315メートルのところ エ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ333度45分・816メートルのところ	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宇城市三角町大田尾、三角浦及び波多	(1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。 (2) 漁場区域の外縁に昼夜間監視できる標識を設置しなければならない。
有区第61号	沖新漁業協同組合	熊本市西区沖新町地先	次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点第16号(熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防外縁に沿って南西へ500メートルのところ) ア オと熊本市西区熊ノ岳(ニノ岳)山頂を見通した線からオを基点として右へ248度47分20秒・1.288メートルのところ イ オと熊ノ岳山頂を見通した線からオを基点として右へ248度47分20秒・1.288メートルのところ ウ 基点1と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ24度15分・3.115メートルのところ エ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ11度45分・2.305メートルのところ オ カと基点1を見通した線からカを基点として右へ110度49分40秒・1.378.3メートルのところ カ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ296度13分・285.65メートルのところ	第3種区画漁業	はまぐり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	熊本市西区沖新町	港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
有区第72号	川口漁業協同組合	熊本市南区川口町地先	次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点第21号(宇土市風流島「通称タノコ島」) ア オと基点1を見通した線からオを基点として右へ132度56分・291メートルのところ イ オと基点1を見通した線からオを基点として右へ138度10分・733メートルのところ ウ オと基点1を見通した線からオを基点として右へ101度23分・960メートルのところ エ オと基点1を見通した線からオを基点として右へ76度10分・665メートルのところ オ 基点1と宇土市住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ110度30分・1.927メートルのところ	第3種区画漁業	あさり・はまぐり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	熊本市南区川口町	
有区第81号	荒尾漁業協同組合	荒尾市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度59分12.0秒、東経130度25分5.5秒 イ 北緯32度59分12.0秒、東経130度25分11.3秒 ウ 北緯32度59分7.2秒、東経130度25分11.3秒 エ 北緯32度59分7.2秒、東経130度25分5.5秒	第1種区画漁業	かき支柱式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	荒尾市荒尾、大島、宮内、宮内出目、増永、一部及び蔵満	港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
有区第82号	荒尾漁業協同組合	荒尾市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度59分2.5秒、東経130度25分40.3秒 イ 北緯32度59分2.5秒、東経130度25分42.2秒 ウ 北緯32度59分0.9秒、東経130度25分42.2秒 エ 北緯32度59分0.9秒、東経130度25分40.3秒	第1種区画漁業	かき支柱式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	荒尾市荒尾、大島、宮内、宮内出目、増永、一部及び蔵満	港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。